

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－群馬県社会福祉協議会の基準に基づき計上

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び社会福祉法人群馬県社会福祉協議会の民間社会福祉施設等職員共済制度に加入している。退職給付引当資産及び退職給付引当金は、群馬県社会福祉協議会の掛金累計額を計上している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
拠点区分が1つの法人であるため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
拠点区分が1つの法人であるため作成していない。
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
社会福祉法人共生（社会福祉事業）
「特別養護老人ホームふれあいホーム」
「ふれあいホーム短期入所生活介護」
「デイサービスセンターふれあい」
「居宅介護支援事業所ふれあい」
「法人本部」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	167,297,579			167,297,579
建物	510,940,535	8,858,916	30,057,666	489,741,785
合計	678,238,114	8,858,916	30,057,666	657,039,364

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

財務諸表に対する注記

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	167,297,579円
建物（基本財産）	489,741,785円
計	657,039,364円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	116,824,000円
計	116,824,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	167,297,579		167,297,579
建物	1,033,235,961	543,494,176	489,741,785
構築物	79,378,693	65,813,886	13,564,807
機械及び装置			
車両運搬具	22,130,602	18,530,804	3,599,798
器具及び備品	59,621,001	52,942,217	6,678,784
権利	2,431,584	2,126,664	304,920
ソフトウェア	3,025,194	2,836,534	188,660
合計	1,367,120,614	685,744,281	681,376,333

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

（単位：円）

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし